

社団法人栃木市観光協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社団法人栃木市観光協会（以下「観光協会」とする。）が作成する観光パンフレット及びその他媒体（以下「媒体」という。）に係る広告事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 媒体に掲載する広告は、情報提供の目的を損なわないものとし、次の各号に該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題等についての主義主張に該当するもの
- (6) 個人の名刺広告に該当するもの
- (7) 公衆に不快の念を与えるもの
- (8) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (9) 観光協会が行う広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと観光協会会長が認めるもの

(媒体の種類、広告の規格等)

第3条 媒体の種類、広告の規格、枠数、掲載位置、掲載期間、選定方法及びその他の条件は、観光協会会長が別に定め、別途募集要領及び仕様書に掲載する。

(広告原稿の作成及び経費負担)

第4条 広告原稿は、媒体ごとに指定する仕様に従い、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主は、広告原稿を観光協会が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告募集の方法及び広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者募集に当たっては、媒体の発行状況等を勘案して、その時期、枠数、仕様等を決定の上募集するものとする。

2 観光協会は、前項の募集に当たり、企業等の応募機会を確保するとともに、特定企業等に偏らないようにするため、観光協会ホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により広告を募集する場合は、観光協会ホームページへの掲載を要しない。

(1) 広告掲載者(以下「広告主」という。)を指定して広告の掲載を依頼する場合

(2) 広告代理業を営むものをして募集させる場合

4 広告申込みが募集の枠に満たない場合は、広告掲載を希望するものを選定し直接依頼することができる。

5 広告掲載希望者は、栃木市観光協会広告掲載申込書(別記様式第1号)に、掲載しようとする広告案等を添えて、指定する期間内に提出するものとする。
(広告主の決定)

第6条 観光協会長は、前条第5項に規定する申込書の提出を受けたときは、同項の規定による募集期間終了後、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告主は、栃木市の観光産業の振興とイメージアップを図るにふさわしいものとし、前項の決定に当たっては、市の観光に係る媒体という性格を考慮し、栃木市の観光振興に関連が深い広告掲載を優先するものとする。

3 前項の優先順位付けの後、同位者が広告の枠数を超える場合は、抽選等により決定するものとする。

4 第1項による広告掲載の決定をしたときは、その結果を栃木市観光協会広告掲載決定通知書(別記様式第2号)又は栃木市観光協会広告掲載不可決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告掲載を行う媒体の作成及び広告募集に要する経費等を総合的に勘案して観光協会長が決定するものとする。

2 広告掲載料は、広告掲載に係る契約の締結時又は観光協会長の指定する期

日までに一括前納するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第 8 条 観光協会長は、前条第 1 項の広告掲載の可否を決定した後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 9 条 観光協会長は、次のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、観光協会長が適切でないと認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第 10 条 広告主は、書面により、自己の都合による広告掲載の取下げを申し出ることができる。

(広告掲載料の返還)

第 11 条 観光協会長は、広告掲載料の取消し又は取下げにより広告掲載をしないときは、その時期等に応じて必要な経費を差引いた額につき広告掲載料を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 1 月 7 日から実施する。